

こ 成 保 227
6 文科初第 153 号
令和 6 年 4 月 12 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長

文部科学省初等中等教育局長

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について

施設型給付費等に係る処遇改善等加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和 5 年 6 月 7 日付けこ成保 39・5 文科初第 591 号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）により取り扱われているところであるが、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

都道府県知事におかれては、管内の市区町村に対して遅滞なく周知を図られたい。